

付 録

知的財産権に関するアンケート調査票

このアンケート調査は、今後、公共職業訓練施設等における訓練を行うにあたり知的財産権に関する知識や手順について、主に教材作成及び活用を前提とした取り組み方法についてアンケートを実施し、その結果をもとに、職業訓練に係る知的財産権に関する周知やQ&A集の作成などへの活用を図る事を目的としております。

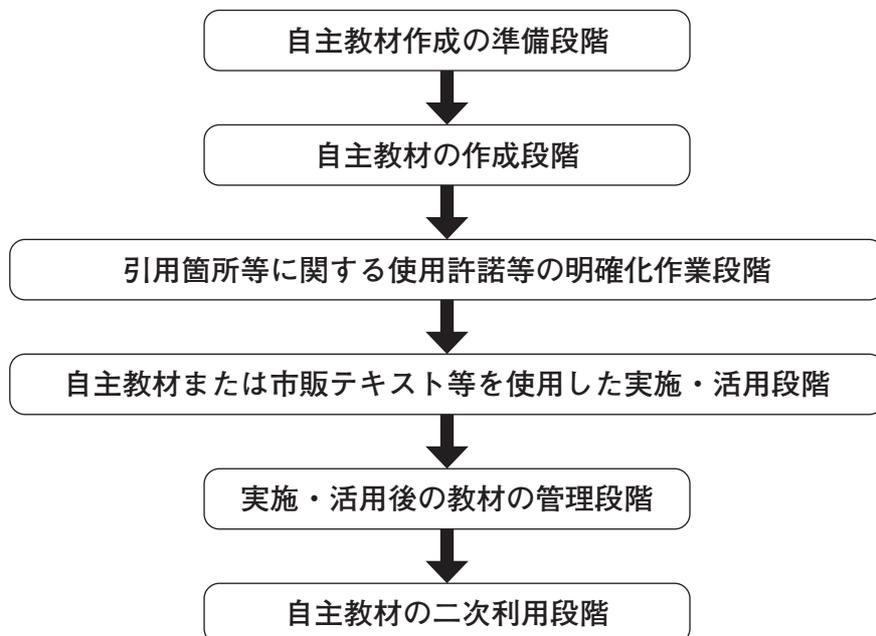
つきましては、アンケートへの回答についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

職業能力開発総合大学校
能力開発研究センター所長

施設名

お答えになる前に

当調査は、主に教材作成や訓練実施時における教材の活用について、作業段階別に各項目が設定されております。



各作業段階の説明をよく読んでからご回答下さい。

1 主として自主教材（訓練を実施するに当たり、新たな独自の教材を準備、作成するものを意味する）の作成や活用に関する取り組みについて以下の各段階に関する事項

1-1 自主教材作成の準備段階

訓練を行う上で教材（指導員が使用するもの、受講生に必要なものを含む）の準備作業のうち、市販の教材を購入する以外の方法により準備をする場合、自主教材作成に必要なテキスト、図表、資料などを収集する上で必要な知識や留意事項

教材を準備する上で必要な知識や留意事項について1～3を解答欄に記入して下さい。

1：是非答えを知っておくべき 2：できれば答えを知っておくべき

3：それほどでもない

番号	回答欄	必要な知識や留意事項
1		引用、複製、転用の各々の意味。
2		著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか。
3		訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たるのか。
4		自作のソフトウェアにも著作権があるのか。
5		自作のソフトウェアが偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合に著作権の侵害となるのか。
6		インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか。

自由記入欄（その他の取り上げて欲しい事項など）

1-2 自主教材の作成段階

自主教材作成に必要な各資料等を引用や参考にしながら自主教材作成（執筆）する上で必要な知識や留意事項

教材を準備する上で必要な知識や留意事項について1～3を解答欄に記入して下さい。

1：是非答えを知っておくべき 2：できれば答えを知っておくべき

3：それほどでもない

番号	回答欄	必要な知識や留意事項
7		県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナを用いて取り込むことは著作権の侵害に当たるのか。
8		自分で人気漫画のキャラクターを描いて教材に取り込むことについて、著作権はどのように影響するのか。
9		他人が作成した文章、写真、絵を使用するときに留意する点。
10		著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合の著作権がどうなるのか。
11		定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのか。
12		文献データベースを作成するときに留意する点。
13		有料のデータベースを使って資料を作成し、授業で使う場合に留意する点。
14		ソフトウェアに関する教材の作成においては、画面のコピーを使うだけでも著作権侵害になるのか。
15		ソフトウェアを作成する際、市販の図鑑から写真を取り込む場合に留意する点。
16		他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合に留意する点。

自由記入欄（その他の取り上げて欲しい事項など）

1-3 引用箇所等に関する使用許諾等の明確化作業段階

作成した自主教材の中で引用や参考にした箇所に対して、出所記述する方法や原作者に対する使用許諾を受けなければならないケースなどの知識や留意事項

教材を準備する上で必要な知識や留意事項について1～3を解答欄に記入して下さい。

1：是非答えを知っておくべき 2：できれば答えを知っておくべき

3：それほどでもない

番号	回答欄	必要な知識や留意事項
17		著作権を得るために必要な手続き。
18		公的機関から発行されている数値データまたは統計データに著作権があるのか。
19		引用文献と参考文献の違い。
20		他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか。
21		出所の明示義務違反をした場合の罰則規定。
22		引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合に留意する点。

自由記入欄（その他の取り上げて欲しい事項など）

1-4 自主教材または市販テキスト等を使用した実施・活用段階

作成済みの自主教材を実際に講義や実習で使用したり、受講生に利用させたりする段階

教材を準備する上で必要な知識や留意事項について1～3を解答欄に記入して下さい。

1：是非答えを知っておくべき 2：できれば答えを知っておくべき

3：それほどでもない

番号	回答欄	必要な知識や留意事項
23		市販図書の一部を授業で用いるため必要な部分をコピーし、生徒に配布することは著作権の侵害に当たるのか。
24		学校の教材として購入した製品の技術資料、マニュアルが足りないのをこれをコピーして生徒に配布してもよいのか。
25		インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして生徒に配布してもよいのか。
26		友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら授業で使用した場合の問題点。
27		テレビ番組を録画して教材として利用することができるのか。
28		複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことができるのか。
29		ある企業の特許を含んだ製品が教材として良いので、生徒に分解、実験、又は試作等を行うことはできるのか。
30		製品化はされていないが企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したので生徒に再現実験で見せてもよいのか。
31		授業において著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とでは違いがあるのか。

自由記入欄（その他の取り上げて欲しい事項など）

1-5 実施・活用後の教材の管理段階

講義や実習で使用した後、使用済みの教材の廃棄処理や保管に関する管理についての知識や留意事項

教材を準備する上で必要な知識や留意事項について1～3を解答欄に記入して下さい。

1：是非答えを知っておくべき 2：できれば答えを知っておくべき

3：それほどでもない

番号	回答欄	必要な知識や留意事項
32		著作権の保護される期間。
33		著作権を登録する場合。
34		職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に学校のものになってしまうのか。
35		学校で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか。
36		ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合に、著作権者の許諾を得る必要があるのか。
37		学校で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか。
38		教材として作成したソフトウェアのコピーを友人に譲渡することが許されるのか。
39		市販のプログラムを学校間で貸し出すことができるのか。

自由記入欄（その他の取り上げて欲しい事項など）

1-6 自主教材の二次利用段階

作成した自主教材を当初の目的以外に活用（外部講演会や二次的な著作物などへの利用、転用等）する場合には必要な知識や留意事項

教材を準備する上で必要な知識や留意事項について1～3を解答欄に記入して下さい。

1：是非答えを知っておくべき 2：できれば答えを知っておくべき

3：それほどでもない

番号	回答欄	必要な知識や留意事項
40		作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるか。
41		自分が勤務する学校の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該校の生徒や教職員に配布することが可能か。
42		教材として作成したテキストを、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使うことができるのか。
43		授業のために作成したノート、メモをまとめて本で出版することは問題ないのか。

自由記入欄（その他の取り上げて欲しい事項など）

2 その他の知的財産権に関する留意事項

その他、企業等との共同研究や委託研究を行うにあたり、組織や施設であらかじめ定めておくことが望ましい事項や、受講生が自らの発意に基づく著作物（卒業論文等）、作品（工作物等）、アイデア、デザインについて指導員として知っておくべき知識や留意事項等

教材を準備する上で必要な知識や留意事項について1～3を解答欄に記入して下さい。

1：是非答えを知っておくべき 2：できれば答えを知っておくべき

3：それほどでもない

番号	回答欄	必要な知識や留意事項	
44		企業との共同研究に訓練施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか。	
45		共同研究について	
46			ある市の産業振興の一環として観光キャラクターの作成に当組織の指導員が協力し、作成した作品が採用されることとなったが、事前に市側からは、商標登録に関する説明が無かった場合、商標登録の際に、どの程度、権利を主張できるのか。
47			企業との共同研究において、当施設の指導員が製品のデザインを担当した。完成した作品を、企業側がコンテストに応募し、賞を受賞した。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員は、自分の実績（職務歴等への記載）にできないのか。
48		受講生等の作品について	
49			受講生が授業中に作成したプログラムの著作権。
50		学生の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請（取得）済みではないのか」との指摘があったときの対応はどのようにすればよいのか。	
51		受講生の作品をインターネット上に公開する場合、著作権法上留意する点。	
52		©マークの意味。	
53		ソフトウェアの登録制度。	
54		フリー・ソフト、パブリック・ドメイン・ソフトは自由に使ってもよいのか。	
55		封印を開けると返品できないと明記されているソフトウェアを開封した場合、返却できるのか。	
		予算の都合で半分しかバージョンアップできないソフトウェアについて、残りは次年度の予算で購入する見通しなので、今年度は残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用してもよいのか。	
		リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書は学校名義かリース会社名義か。	

56		業者にソフトウェアの作成を委託した場合、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することができるのか。
57		ソフトウェア業者にソース言語の提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供したときに留意する点。
58		著作権に関する国際条約について。
59		英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、著作権の侵害に当たるのかどうか。
自由記入欄（その他の取り上げて欲しい事項など）		

ご協力ありがとうございました。

アンケート調査結果データ (抄)

順位の求め方

回答により以下のように得点を算出

- | | | |
|---|----------------|----|
| 1 | 是非答えを知っておくべき | 2点 |
| 2 | できれば答えを知っておくべき | 1点 |
| 3 | それほどでもない | 0点 |

得点 = 各得点 × 回答件数

1 整備すべき項目として多かった質問（総合）降順

順位	質問番号	質問内容
1	9	他人が作成した文章、写真、絵を使用するときに留意する点。
2	2	著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか。
3	1	引用、複製、転用の各々の意味。
4	26	友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら授業で使用した場合の問題点。
5	23	市販図書の一部を授業で用いるため必要な部分をコピーし、生徒に配布することは著作権の侵害に当たるのか。
6	10	著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合の著作権がどうなるのか。
7	6	インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか。
8	21	出所の明示義務違反をした場合の罰則規定。
9	20	他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか。
10	16	他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合に留意する点。
11	3	訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たるのか。
12	15	ソフトウェアを作成する際、市販の図鑑から写真を取り込む場合に留意する点。
13	24	学校の教材として購入した製品の技術資料、マニュアルが足りないのをこれをコピーして生徒に配布してもよいのか。
14	49	受講生の作品をインターネット上に公開する場合、著作権法上留意する点。
15	11	定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのか。
16	25	インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして生徒に配布してもよいのか。
17	39	市販のプログラムを学校間で貸し出すことができるのか。
18	29	ある企業の特許を含んだ製品が教材として良いので、生徒に分解、実験、又は試作等を行うことはできるのか。
19	32	著作権の保護される期間。
20	48	学生の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請（取得）済みではないのか」との指摘があったときの対応はどのようにすればよいのか。
21	14	ソフトウェアに関する教材の作成においては、画面のコピーを使うだけでも著作権侵害になるのか。

順位	質問番号	質問内容
22	37	学校で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか。
23	19	引用文献と参考文献の違い。
24	47	受講生が授業中に作成したプログラムの著作権。
25	35	学校で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか。
26	22	引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合に留意する点。
27	36	ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合に、著作権者の許諾を得る必要があるのか。
28	50	©マークの意味。
29	54	予算の都合で半分しかバージョンアップできないソフトウェアについて、残りは次年度の予算で購入する見通しなので、今年度は残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用してもよいのか。
30	8	自分で人気漫画のキャラクターを描いて教材に取り込むことについて、著作権はどのように影響するのか。
31	55	リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書は学校名義かリース会社名義か。
32	56	業者にソフトウェアの作成を委託した場合、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することができるのか。
33	30	製品化はされていないが企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したので生徒に再現実験で見せてもよいのか。
34	5	自作のソフトウェアが偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合に著作権の侵害となるのか。
35	38	教材として作成したソフトウェアのコピーを友人に譲渡することが許されるのか。
36	28	複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことができるのか。
37	34	職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に学校のものになってしまうのか。
38	53	封印を開けると返品できないと明記されているソフトウェアを開封した場合、返却できるのか。
39	17	著作権を得るために必要な手続き。
40	52	フリー・ソフト、パブリック・ドメイン・ソフトは自由に使ってもよいのか。
41	13	有料のデータベースを使って資料を作成し、授業で使う場合に留意する点。
42	4	自作のソフトウェアにも著作権があるのか。
43	51	ソフトウェアの登録制度。
44	12	文献データベースを作成するときに留意する点。
45	44	企業との共同研究に訓練施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか。
46	27	テレビ番組を録画して教材として利用することができるのか。
47	42	教材として作成したテキストを、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使うことができるのか。
48	57	ソフトウェア業者にソース言語の提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供したときに留意する点。

順位	質問番号	質問内容
49	46	企業との共同研究において、当施設の指導員が製品のデザインを担当した。完成した作品を、企業側がコンテストに応募し、賞を受賞した。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員は、自分の実績(職務歴等への記載)にできないのか。
50	41	自分が勤務する学校の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該校の生徒や教職員に配布することが可能か。
51	7	県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナを用いて取り込むことは著作権の侵害に当たるのか。
52	40	作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるか。
53	33	著作権を登録する場合。
54	58	著作権に関する国際条約について。
55	45	ある市の産業振興の一環として観光キャラクターの作成に当組織の指導員が協力し、作成した作品が採用されることとなったが、事前に市側からは、商標登録に関する説明が無かった場合、商標登録の際に、どの程度、権利を主張できるのか。
56	31	授業において著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とでは違いがあるのか。
57	43	授業のために作成したノート、メモをまとめて本で出版することは問題ないのか。
58	18	公的機関から発行されている数値データまたは統計データに著作権があるのか。
59	59	英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、著作権の侵害に当たるのかどうか。

2 整備すべき項目として多かった質問(管理職)降順

順位	質問番号	質問内容
1	9	他人が作成した文章、写真、絵を使用するときに留意する点。
2	2	著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で著作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか。
3	1	引用、複製、転用の各々の意味。
4	23	市販図書の一部を授業で用いるため必要な部分をコピーし、生徒に配布することは著作権の侵害に当たるのか。
5	10	著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合の著作権がどうなるのか。
6	26	友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら授業で使用した場合の問題点。
7	20	他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか。
8	6	インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか。
9	16	他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合に留意する点。
10	15	ソフトウェアを作成する際、市販の図鑑から写真を取り込む場合に留意する点。
11	21	出所の明示義務違反をした場合の罰則規定。

順位	質問番号	質問内容
12	3	訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たるのか。
13	24	学校の教材として購入した製品の技術資料、マニュアルが足りないのをこれをコピーして生徒に配布してもよいのか。
14	39	市販のプログラムを学校間で貸し出すことができるのか。
15	49	受講生の作品をインターネット上に公開する場合、著作権法上留意する点。
16	14	ソフトウェアに関する教材の作成においては、画面のコピーを使うだけでも著作権侵害になるのか。
17	29	ある企業の特許を含んだ製品が教材として良いので、生徒に分解、実験、又は試作等を行うことはできるのか。
18	35	学校で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか。
19	48	学生の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請（取得）済みではないのか」との指摘があったときの対応はどのようにすればよいのか。
20	19	引用文献と参考文献の違い。
21	37	学校で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか。
22	47	受講生が授業中に作成したプログラムの著作権。
23	5	自作のソフトウェアが偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合に著作権の侵害となるのか。
24	36	ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合に、著作権者の許諾を得る必要があるのか。
25	32	著作権の保護される期間。
26	22	引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合に留意する点。
27	11	定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのか。
28	38	教材として作成したソフトウェアのコピーを友人に譲渡することが許されるのか。
29	50	©マークの意味。
30	8	自分で人気漫画のキャラクターを描いて教材に取り込むことについて、著作権はどのように影響するのか。
31	25	インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして生徒に配布してもよいのか。
32	30	製品化はされていないが企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したので生徒に再現実験で見せてもよいのか。
33	54	予算の都合で半分しかバージョンアップできないソフトウェアについて、残りは次年度の予算で購入する見通しなので、今年度は残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用してもよいのか。
34	28	複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことができるのか。
35	34	職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に学校のものになってしまうのか。
36	44	企業との共同研究に訓練施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか。

順位	質問番号	質問内容
37	51	ソフトウェアの登録制度。
38	12	文献データベースを作成するときに留意する点。
39	52	フリー・ソフト、パブリック・ドメイン・ソフトは自由に使ってもよいのか。
40	56	業者にソフトウェアの作成を委託した場合、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することができるのか。
41	13	有料のデータベースを使って資料を作成し、授業で使う場合に留意する点。
42	55	リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録葉書は学校名義かリース会社名義か。
43	40	作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるか。
44	53	封印を開けると返品できないと明記されているソフトウェアを開封した場合、返却できるのか。
45	46	企業との共同研究において、当施設の指導員が製品のデザインを担当した。完成した作品を、企業側がコンテストに応募し、賞を受賞した。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員は、自分の実績(職務歴等への記載)にできないのか。
46	17	著作権を得るために必要な手続き。
47	4	自作のソフトウェアにも著作権があるのか。
48	41	自分が勤務する学校の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該校の生徒や教職員に配布することが可能か。
49	57	ソフトウェア業者にソース言語の提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供したときに留意する点。
50	42	教材として作成したテキストを、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使うことができるのか。
51	27	テレビ番組を録画して教材として利用することができるのか。
52	58	著作権に関する国際条約について。
53	7	県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナを用いて取り込むことは著作権の侵害に当たるのか。
54	33	著作権を登録する場合。
55	45	ある市の産業振興の一環として観光キャラクターの作成に当組織の指導員が協力し、作成した作品が採用されることとなったが、事前に市側からは、商標登録に関する説明が無かった場合、商標登録の際に、どの程度、権利を主張できるのか。
56	31	授業において著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とでは違いがあるのか。
57	59	英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、著作権の侵害に当たるのかどうか。
58	43	授業のために作成したノート、メモをまとめて本で出版することは問題ないのか。
59	18	公的機関から発行されている数値データまたは統計データに著作権があるのか。

3 整備すべき項目として多かった質問（指導員）降順

順位	質問番号	質問内容
1	9	他人が作成した文章、写真、絵を使用するときに留意する点。
2	1	引用、複製、転用の各々の意味。
3	2	著作権法第35条で学校その他の教育機関では、一定の条件の下で作者の許諾を得なくても著作物を複製できるようだが、一定の条件とはどのようなことか。
4	26	友人から譲り受けたソフトウェアが違法コピーであることを知りながら授業で使用した場合の問題点。
5	23	市販図書の一部を授業で用いるため必要な部分をコピーし、生徒に配布することは著作権の侵害に当たるのか。
6	10	著作物の内容を多少変更して自作テキストを作成した場合の著作権がどうなるのか。
7	6	インターネット上の著作物は、ダウンロードして自由に使ってもかまわないのか。
8	21	出所の明示義務違反をした場合の罰則規定。
9	20	他の著作物を利用する場合、出所の明示箇所をどのようにするか。
10	16	他人のソフトウェアの一部を利用して新たなソフトウェアを作成する場合に留意する点。
11	3	訓練に必要なソフトウェアをハードディスクにあらかじめコピーすることも複製に当たるのか。
12	15	ソフトウェアを作成する際、市販の図鑑から写真を取り込む場合に留意する点。
13	24	学校の教材として購入した製品の技術資料、マニュアルが足りないのをこれをコピーして生徒に配布してもよいのか。
14	11	定期試験などの試験問題作成のときに著作権がどのように影響するのか。
15	49	受講生の作品をインターネット上に公開する場合、著作権法上留意する点。
16	25	インターネット上のホームページの文章・写真・イラストをプリントアウトして生徒に配布してもよいのか。
17	29	ある企業の特許を含んだ製品が教材として良いので、生徒に分解、実験、又は試作等を行うことはできるのか。
18	32	著作権の保護される期間。
19	39	市販のプログラムを学校間で貸し出すことができるのか。
20	48	学生の研究発表会において、発表を聞いていた民間企業の参加者から、「当該研究発表は、すでに他の企業から特許申請（取得）済みではないのか」との指摘があったときの対応はどのようにすればよいのか。
21	37	学校で購入したソフトウェアを自宅に持ち帰って使用してもよいのか。
22	47	受講生が授業中に作成したプログラムの著作権。
23	19	引用文献と参考文献の違い。
24	14	ソフトウェアに関する教材の作成においては、画面のコピーを使うだけでも著作権侵害になるのか。
25	35	学校で購入したソフトウェアを職場の机上のパソコンと出張用のパソコンの両方にインストールしてもよいのか。
26	22	引用または参考にしようとしている文献の著作権の所在が不明な場合に留意する点。
27	50	©マークの意味。
28	55	リース契約で機材と一緒に一括購入したソフトウェアの登録簿は学校名義かリース会社名義か。

順位	質問番号	質問内容
29	36	ネットワークを利用してソフトウェアを共有する場合に、著作権者の許諾を得る必要があるのか。
30	56	業者にソフトウェアの作成を委託した場合、委託者はそのソフトウェアを自由に複製することができるのか。
31	54	予算の都合で半分しかバージョンアップできないソフトウェアについて、残りは次年度の予算で購入する見通しなので、今年度は残りの分についてはバックアップ用のソフトウェアを使用してもよいのか。
32	8	自分で人気漫画のキャラクターを描いて教材に取り込むことについて、著作権はどのように影響するのか。
33	30	製品化はされていないが企業の特許技術と思われるものを、教材として適当と判断したので生徒に再現実験で見せてもよいのか。
34	53	封印を開けると返品できないと明記されているソフトウェアを開封した場合、返却できるのか。
35	38	教材として作成したソフトウェアのコピーを友人に譲渡することが許されるのか。
36	28	複数の市販ソフトウェアを1枚のCDにまとめて保存したものを使うことができるのか。
37	5	自作のソフトウェアが偶然他人が作成したソフトウェアと似ていた場合に著作権の侵害となるのか。
38	17	著作権を得るために必要な手続き。
39	34	職務としてソフトウェアを作成した場合、その著作権は作成者のものとはならず、自動的に学校のものになってしまうのか。
40	52	フリー・ソフト、パブリック・ドメイン・ソフトは自由に使ってもよいのか。
41	13	有料のデータベースを使って資料を作成し、授業で使う場合に留意する点。
42	4	自作のソフトウェアにも著作権があるのか。
43	51	ソフトウェアの登録制度。
44	27	テレビ番組を録画して教材として利用することができるのか。
45	42	教材として作成したテキストを、企業に頼まれて出張授業、有料セミナー、講演等に使うことができるのか。
46	12	文献データベースを作成するときに留意する点。
47	44	企業との共同研究に訓練施設側から参画し、成果として特許申請を行うこととなったが、発明者の所属や氏名の扱いについてどのように対処すべきか。
48	7	県の広報課が作成したパンフレットから写真をイメージスキャナを用いて取り込むことは著作権の侵害に当たるのか。
49	57	ソフトウェア業者にソース言語の提供を受けて改良し、使いやすくしたものを業者にも提供したときに留意する点。
50	41	自分が勤務する学校の訓練内容が雑誌に掲載された場合、この雑誌から該当箇所を大量にコピーして、当該校の生徒や教職員に配布することが可能か。
51	46	企業との共同研究において、当施設の指導員が製品のデザインを担当した。完成した作品を、企業側がコンテストに応募し、賞を受賞した。この作品の商標権、意匠権等は企業側が取得した場合、デザインを担当した指導員は、自分の実績(職務歴等への記載)にできないのか。
52	40	作者の著作権上の権利が他人に譲渡できるか。

順位	質問番号	質問内容
53	33	著作権を登録する場合。
54	58	著作権に関する国際条約について。
55	45	ある市の産業振興の一環として観光キャラクターの作成に当組織の指導員が協力し、作成した作品が採用されることとなったが、事前に市側からは、商標登録に関する説明が無かった場合、商標登録の際に、どの程度、権利を主張できるのか。
56	31	授業において著作物を1つの教室だけで使用する場合と、通信衛星などを使って多くの会場で利用する場合とでは違いがあるのか。
57	43	授業のために作成したノート、メモをまとめて本で出版することは問題ないのか。
58	18	公的機関から発行されている数値データまたは統計データに著作権があるのか。
59	59	英文のホームページを翻訳して自分のホームページに掲載することは、著作権の侵害に当たるのかどうか。

4 自由意見

回 答
読む読まないは自由として、上記事項の正解を表右部にでも記入してくれると良かった。疑問な点多かった上、別の機会に正解をいただいたら、また文を読み直さなければならない。
事例集のデータベース化。
職業能力開発における自主教材については作成活用においてはいろいろな制限がありすぎてもう少し別の視点から使用方法が緩和されてもよいのではないか。
授業でフリーウェアを使用しても良いか。
廃刊になったテキストを複製し、教材として使用した場合、著作権侵害となるのか。
指導員には、「著作権」をほとんど理解していない者が多い。また、事務を処理している者についても、大同小異である。研修等による啓発が必要である。
説明会等を希望する。
是非、著作権の保護の対する取扱い上の注意を具体的な事例に沿って、解説してほしい。今後、訴訟社会が日本にも入ってくるので、学校・訓練校としても、自衛する必要がある。
目に見えないだけに、意識の度合いが曖昧になりやすい。
ホームページ等のデザインはどこまで著作権の対象となるのか。
指導員自体が、知的財産権の知識に乏しいので、その概要について、図やイラストを通して教えてもらえるものが欲しい。
研究機関等で研究している事項について。発表前の論文等の図表、資料等の利用について。
番号3～6は、回答の意味が分からなかった。
法律の条項はもちろん大事ですが、知的財産権の事案は様々な状況がからみあうものであり、法律適用範囲を素人が判断することは非常に困難です。そのため、Q&A作成にあたっては、多くの事例や判例を盛り込むようお願いします。
著作者の許諾の取り方。
インターネット上にあるものは、教材として自由に使用できるようにしてほしい。
個人の範囲とはどの程度のことか。

回 答
訓練生に共同作品として著作物（本からですが）転用（ゴム印、木口等で作品を作った事があります（全国技能展）。著作権について特許関係の担当の者と話をしたことがあります。国も県も承知しての作品と、それから収益を目的としないものなら何ら問題はないですと答えをもらってます。
当訓練校は、ディスク、インターネット、ダウンロード等の利用は現在行っておりません。
全般的な希望として、対処法やコスト（常識的な相場）等の情報提供もして頂ければ幸いです。
設問11、12、13：定期試験等作成者等の該当者は1、他の職員は2でもよい。 他の設問のケースも該当する作業等を行う可能性が低い職員の場合にはあまり必要ない。これらの職員数は限られていると思われるので、その意味では必要性は低いとも言える。
文献データや文献の記述を引用する際と、J I S規格などの規格を引用する際との違いに留意する点。
図書館でコピーした資料を学生に配布して授業で使用することは法律上どうでしょうか。
雑誌、本、カタログ等の写真、図面を参考又は模倣して作品を作らせることはよいか。又、できたものを展示会で（資材費なみの価格で）売却してよいか。
複数の問題集から引用して試験問題を作成し使用した場合、著作権侵害になるのか。又、全ての問題集の著作権の侵害になるのか。
N o. 8について、現実に問題が発生したことがある。
機器取扱い説明書（メーカー発行）の引用の程度について。
どの程度、どこまで利用しても良いかを簡単に示してほしい。
他人の教材や、ソフトウェアを使用する場合は、これは原則禁止することにした方がよいと思う。
自主教材が使われた時損害賠償が発生するのか。
著作権で守られているものを具体的に教えて欲しい。
調べれば分かることまで予め詳細に知っておく必要はないが、調べる必要があるかどうかについては知っておかなければならない。
雑誌（PC関係）等に付属しているデータを加工し、教材の一部として利用する場合、どの程度の改編が必要であるか。どのような明記が必要であるか。
学術論文の使用許諾上の取扱い。
引用や参考の明記の方法。
他の著作物を使用するときは、使用の許可と明示の箇所を実際に掲示する必要があると思う。
引用はどこまで（何%）位まで認められるか。
個人の作品を転用させて頂いた時は本人宛に学校名、作る目的、どの作品をどのように使うのか記入して郵送し了解を得た上で作成します。出来上がった作品押型をつけて本人宛に感謝の意をそえて送ります。
学校等の授業では、著作物の複製は認められているが（35条）しかし、対象者（学生、セミナー受講生）によっては違うことが想定されるので、はっきり指導する必要あり。
教育目的での使用の場合、その範囲や条件があいまいでどのような利用までなら許されるのか事例の紹介があると助かります。例えば、授業を受ける学生の人数分のコピーまでならOKとか、スクリーンに映して説明するだけならOKとか、具体例が欲しいです。
複製（コピーしたい）場合の使用許可の取り方。

回 答
テレビやビデオ等から録画した場合、どの様なことわりが必要であるか。
コピーも重要だが、通信もこれから大事になると思われる。
具体例をあげて、説明があるとわかりやすい。
市販のソフトウェアを無断で利用した場合の罰則規定。
学生を教えていく中で、資料、参考文献をコピーして、学生に配布しているが、いつも、著作権の関係で気になる。
自主教材を講義や実習で使用したり、フロッピーにまとめて、受講生に配布して授業で使用できるようにしたい。
「使用」の定義も知りたい。
番号26については多くの問題点があるのではないか。
生徒の製作したソフトウェアやプログラムは誰の著作権に属するのか。
著作権で保護されている期間を知るためにはどうしたら良いのか。
罰則、禁止事項を守らなかった場合どうなるか。
職務上で作成した自作教材を他人や他機関に提供する場合の注意点。また、時間外に自宅で作成した自作教材の権利関係はどうなるのか。
校として作成した自主教材は、他校で複製しても良いのか。
他者が作成した自主教材を引用したら、著作権の侵害となるか。
転勤した場合、作成した自主教材を他校で使用可能か。
著作権等、知的財産権に関わる事項については、全般において、指導者として確認しておくべきと考える。
指導目的であれば、営利目的でないとして全く許されると思いがちであるが、真偽を詳細に知る必要がある。
自主教材を目的以外に活用した場合の法律上の問題はおこらないのか。
著作物については、指導員により認識に大きな差があるのが現状です。この調査結果及び、正解を是非周知してほしい。
要望として、自主教材作成に伴う使用許諾の取得や、卒業研究等における成果物の著作権や許諾申請に関する手続きを一括して行うようにしてほしい。
独自教材作成や販売または外で作成されている教材を活用する場合、アンケート項目のすべてにおいて、知っていることが必要とおもわれ、日常的に直面していることが多い。自教材作成や販売または外で作成されている教材を活用する場合、アンケート項目のすべてにおいて、知っていることが必要とおもわれ、日常的に直面していることが多い。
指導員個人でも知的財産権に対する認識も異なり、職業訓練に係る知的財産権に関する周知を図る上で、是非、知的財産権に関するQ&A集の作成を期待しております。
教材作成や訓練実施時における各作業段階別において、知的財産権に関する知識や手順の職業訓練に係る知的財産権に関する周知やQ&A集の作成は、現場で大変役立つと考えます。是非宜しくお願いします。
本アンケートの質問項目は条文や判例から可否の明確なものが多いと感じた。判断に迷うような事例をたくさん例示して欲しい。例：キャラクターグッズをもった、あるいは、キャラクターのプリントされたシャツを着た人物を撮影した写真をイベント等で使うのは可・否など。
訓練又は教育の場で知的所有権をめぐるトラブルはどのようなものが発生しているのか、また、件数は何件か。

回 答
木工製品を製作する場合、販売されている製品を参考にする場合があるが、これは違法なのか。またそれを訓練成果品として販売することに関しては、どのような問題があるのかを確認したい。
知的財産権に関する事項について、明確な答えがわからないので正しい知識を是非知りたい。
出来上がりましたQ&A集はぜひ入手できるよう知らせて下さい。
入試問題作成時に留意することについて。
著作権など、あいまいな知識で行っているのが実情です。
研修に行く余裕(時間的)もないのも実情です。
知らなかったではすまされないこともわかっているものの非常に悩ましい問題だと思います。
現在、著作権を管理し、著作権料を回収代行している業界団体が多数存在しているようです。私が確認しただけで、教科書、専門書関連の団体が2つありました。どのぐらいの団体が存在し、申請や料金徴収システムがどうなっているのかを体系化して対策を立て易くしてほしい。
入学試験の問題に市販の本、ソフトウェア内容及びインターネット上のHP等から得た情報を利用する際の注意点。
基本的に全ての回答は「1」の是非答えを知っておくべきと思われる。
公共の訓練施設において講師等が知らずに著作権等を侵害しているようなことがあってはならない。
工業所有権の概略については周知しているつもりであるが、著作権に関しては昨今の情報社会において重要な問題であると思います。短期実践技術研修カリキュラムに「知的財産権とビジネスモデル」がありますが、著作権に特化した内容のコースを希望します。
自作教材しかもプレゼンテーションソフト等を用いてこれを作成し、更にBGMなどを加えた際の、BGMの(音楽ソフト)の著作権上の扱い及び承認の取得方法について。
当科では、特許庁の無償配布テキストを毎年使用しています。
一般的な教材の話と、ソフトウェア開発(情報技術)の話とを分けて対処して欲しい。対象となる人が大きく異なるから。
受講生が授業中に製作したものの意匠の権利。
学校では公立なので、特に営利目的では行っていない。このような場合と、営利目的で使用する著作権にはどのような違いがあるのか。
学校では公立なので、特に営利目的では行っていない。このような場合と、営利目的で使用する著作権にはどのような違いがあるのか。
No. 47について、所有権が争われた例がある。
著作権の保護は50年であるが、アメリカでは90年とされた。
諸外国では特許以上に注目されている。
その点、外国の著作物を取り扱う場合には、権利関係に十分配慮する必要がある。
記述はすべて“知りたいこと”であると思います
2を付けたものは常識的な範囲で知っているものとして認識しましたが、まとめとしてレポート等になるのであれば、全て“1”を付けたいと思います。
インターネットに載っていた組木パズルを制作して学校のイベントで無料配付しているが、著作権の侵害になるか、ぜひ教えて下さい。
他校において、知的財産権について、どの様に教えているのか、教材等の情報があれば知りたい。

回 答
全体的に質問の内容が難しすぎる。この質問内容の答えを、ぜひ教えてほしい。その上で、この質問のような場面になった時に、活かしたい。
職業訓練にかかわる相談コーナー等を設置し、インターネット・ホームページ・Eメール等で全国からの質問に答える等の援助をしていただきたい。
これだけの項目をじっくり読むと、専門家でない限りは、どれも是非知っておくべきことで、すべて1番ということになると思います。
ソフトウェア複製は、ある程度規制した方がよいと思う。
法律上認められていないのに知らずに、その行為を実行してしまうというケースが多いと思われます。どんな場合においても是非、答えを知っておくという事が大事だと考えられます。
読んでみて、全て必要不可欠な知識と思いました。 知識は財産であるという感覚が分かり為く解説した図書があれば読んでみたいです。
ぜひ、解りやすい資料を作って配付していただきたい。